

第33回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

令和元年6月5日（水）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

狩谷あゆみ，西田篤，萩原幹史（新任），平谷優子，藤本光徳，牧侑（新任），宮崎智三（新任），森岡礼子（新任），森脇喜美代，山田豊子，吉村典晃

（五十音順，敬称略）

[説明者]

木村陽介首席家庭裁判所調査官，加藤智之家事首席書記官，津森恭行少年首席書記官，有井広光家事次席書記官，金子聡美主任書記官，倉迫かおり主任書記官，岩崎正彦事務局長

[事務担当者]

南森弘三総務課長，越智寛子総務課課長補佐

第4 議事

- 1 委員異動報告
- 2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった1人が傍聴することを許可した。

- 3 開会宣言（総務課長）
- 4 委員長挨拶
- 5 委員挨拶，自己紹介

6 議事

「成年後見制度について」

[委員長]

本日の議論に入る前に、前回の委員会で御議論いただいた少年事件について、委員会での議論を踏まえた裁判所での取組などを説明させていただきます。

[説明者]

前回、補導委託先の開拓の問題に関して、委員から、企業経営者が集まる場に赴いて、補導委託に関する情報提供を行ったかどうかの御提案をいただき、平成31年1月16日に経営者団体の会合で、補導委託制度を紹介する場を設けていただきました。経営者の方々のやり取りの中で、非行少年にどのように関わるかについての不安がハードルとなること、また、一定の責任を引き受ける以上、受託者が受けるメリットが必要ではないかといった制度の在り方そのものに関する貴重な御意見をいただきました。制度設計に関わることは、直ちに変えられるものではありませんが、補導を引き受ける側の視点について、より知識を高めながら制度の周知、運営を行っていく必要があると感じたところです。

また、学校や医療機関等を含めた関係機関との連携に関しては、少年法の「非公開」の趣旨に反しない限りにおいて、少年の更生に向けて一致した方向性のもとで必要な教育や措置が行われるよう引き続き連携をしていきたいと考えています。

[委員長]

いただいた御意見を踏まえて、さらに少年の更生に向けて適切な環境が保てるように努力してまいりたいと思います。

それでは本日の協議に移りたいと思います。

本日のテーマは「成年後見制度について」です。中でも「親族後見人の選任の促進」と「後見人の報酬」について御意見をいただきたく存じます。

最初に、成年後見制度の今の状況について、ニーズはたくさんあるはずなのに、成

年後見制度が十分利用されていないのではないかと、利用されていない原因をきちんと考えなければならない状況になっていることについて説明します。

2点目は、利用されていない原因の一つとして、利用する側がメリットを感じないという問題があるのではないかと指摘がされています。本人の利益保護や自己決定権をきちんと尊重できるような仕組みにしていくためには、最も適切な後見人はどういう人か、もう少し親族を増やしていく必要があるのではないかと問題意識について説明します。

3点目は、後見人の報酬についてです。利用者がメリットを感じるためには、後見人にどういうことをやってもらう必要があるのか、後見人の仕事内容を整理しつつ、それに対する評価の仕組みを考えていかなければいけないということで、報酬の在りようを今後さらに検討していきたいという趣旨のものです。

[説明者]

最初に、成年後見制度及び後見制度を取り巻く状況について、引き続き、親族後見人の選任の促進について説明します。

資料1を御覧ください。

成年後見制度とは、認知症や精神障害などにより判断能力が不十分な方のために本人の権利を守る援助者を選び、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度の種類には、任意後見制度と法定後見制度があります。任意後見制度は判断能力が不十分になる前に、自分の判断能力が落ちた場合には、この人にこんなことを代わりにしてもらいたいということを契約で決めておく制度です。

一方、判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって本人の権利を守る援助者を選ぶ制度が法定後見制度です。法定後見制度には、補助、保佐、後見の三つの種類があります。補助は、判断能力が不十分な方が対象です。保佐は、判断能力が著しく不十分な方が対象です。後見は、判断能力が全くない方が対象です。補助は補助人が、保佐は保佐人が、後見は後見人が選任されます。それぞれのできる行為は多少異

なりますが、本日は後見人について説明し、議論を深めていただきたいと考えています。

資料2を御覧ください。

成年後見制度とは、認知症や精神障害などにより判断能力が不十分な方のために本人の権利を守る援助者を選び、本人を法律的に支援する制度で、後見人は「財産管理」と「身上監護」の二つの役割を担います。「財産管理」は、例えば、預貯金などの管理をしたり、年金などの収入や生活費などの支出を管理します。他にも不動産を売却したり、賃貸したり、本人が相続人となった場合には、遺産分割や相続放棄といった相続に関することをすることがあります。「身上監護」は、例えば、介護サービスの契約や入退院の手続、日常生活や身上監護面の方針の決定などがあります。後見人は、家庭裁判所に、原則として一年に一回は後見事務の報告を行うことになっています。

次に、現在の成年後見制度を取り巻く状況について説明します。

資料3を御覧ください。

平成29年3月24日に、成年後見制度が十分利用されていないという認識のもと、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されています。現行の成年後見制度では、財産を保全することのみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けているとの指摘を踏まえ、今後は本人の意思決定支援や身上保護などの福祉的な視点を重視して成年後見制度が運用されるようにしようというものです。認知症高齢者や障害者の意思を丁寧にくみ取り、利用者がやってよかったというメリットを実感できる制度となることを目標としています。

そこで、この基本計画に沿った成年後見制度の運用がされるためには、まずは、家庭裁判所で適切な後見人を選任することが求められます。認知症高齢者や障害者である本人の意思を一番把握できるのは親族ですので、裁判所は、後見人となるにふさわしい親族など身近な支援者がいる場合には、これらの身近な支援者、身近な親族を選任していくことを考えています。

では、実際に、親族がどのくらい後見人に選任されているかについて説明します。

資料4を御覧ください。

家庭裁判所で行う法定後見制度、補助、保佐、後見について、ここ10年の選任の割合を見てみると、平成20年には、親族が補助人、保佐人、後見人に選任された割合が約69%でしたが、その後、弁護士などの専門職が後見人等に選任されるようになっていき、平成30年には、親族が後見人に選任された割合は、約23%まで減少しています。反対に、専門職が後見人に選任される割合は、平成20年には、約32%だったものが、平成30年には、約77%にまで増えています。なお、このグラフには、参考までに平成20年から平成30年までの後見等開始件数を記載していますが、年々後見等が開始される件数が増加していく傾向にある中で、親族が後見人に選任される割合は減少しているという状況が分かります。

それでは、なぜ親族が後見人に選任される割合が減少していったのでしょうか。

資料5を御覧ください。

理由の一つとしては、親族の横領などの不正事案の増加が挙げられます。親族の不正事案を防ぐために、資料5のア、イ、ウの場合には、専門職後見人を選任していました。アの財産多額の場合とは、本人が多額の財産を持っている場合です。イの多額の財産が入る見込みのある場合とは、例えば、遺産分割や不動産売却、交通事故の損害賠償請求などの予定がある場合です。ウの後見人の力量が心配な場合とは、候補者である親族が後見人としての力量が不足している、つまり、財産管理や裁判所への報告について十分なことが期待できなかつたり、本人の入所先を一人で探せないような場合です。こうした場合には、専門職後見人を選任し、そのままずっと専門職後見人に後見人をしてもらっていました。そうして専門職後見人選任の割合が増えていきました。

次に、成年後見制度利用促進計画が進む中で、親族後見人選任を促進するための方法として、裁判所が考えていることをお話しします。

資料6を御覧ください。

以前は、財産が多額の場合は、専門職後見人を選任し、そのままずっと後見人を続けてもらっていました。ですが、現在は、財産が多額の場合には、後見制度支援信託という制度を利用してもらい、信託契約をするまでは専門職後見人が財産管理を行い、信託契約が結ばれたら専門職後見人には辞めてもらって、親族後見人のみが後見事務を行う方法が利用されるようになりました。

後見制度支援信託とはどういう仕組みかという点、図にありますように、預貯金現金を1200万円以上お持ちの方の場合には、日常生活で必要なお金を手元の普通預金に二、三百万円程度残して後見人が管理し、普段は使用しない残りの大金は信託銀行等と信託契約を結び、その信託財産は家庭裁判所の指示書がないと下せないという仕組みです。後見制度支援信託契約を結ぶ際には、本人の生活状況を考えて、収支の予定をたて、手元にいくら残すか検討する必要がありますので、この制度を利用する場合には、専門職を後見人に選任しています。信託契約を結ぶところまで専門職後見人を選任し、契約が終了したら親族後見人に財産管理を任せ、専門職後見人には辞めてもらうことになるのですが、その際、専門職後見人には、本人の財産から報酬を20万円から30万円程度支払っています。この4月からは、広島県でも支援信託に加え、支援預金が始まり、同じように裁判所の指示書がないと引き出せない仕組みの預金制度の利用も始まりました。全国的には、支援預金について親族後見人のみで銀行との口座開設契約を行っている例があります。広島家裁でも、今後の検討課題として検討していきたいと考えています。

資料5を御覧ください。

ただいま説明しましたとおり、資料5のア、多額の財産をお持ちの場合には、今後も支援信託や支援預金を行うことにより、不正を防ぎつつ、専門職後見人から親族後見人にシフトすることを考えています。

次にイの多額の財産が入る見込みの場合に、不正を防ぎつつ、専門職後見人から親

族後見人にシフトする方法として、裁判所が考えていることをお話しします。

資料7を御覧ください。

まず、土地の売却や遺産分割、交通事故の損害賠償請求といった多額の財産が入る見込みのある場合は、横領といった不正が起こりやすいので、今まで専門職後見人を選任してきました。交通事故の損害賠償がある場合は、相手方と示談や裁判をする法律知識が必要なこともあり、専門職でなければできないこともあります。裁判所では、後見開始のときに、このような法律的な課題がある場合には、今までどおり専門職後見人を選任するけれども、遺産分割や損害賠償請求の決着がついて、お金が入れば専門職後見人には辞めてもらい、後見人となるにふさわしい親族を後見人を選任することや、後見開始時点では専門職後見人と親族後見人が二人で法律的な課題を解決することを含めて後見業務を行うけれども、課題が解決した後は、専門職後見人に辞めてもらい、親族後見人に一人で後見業務を行ってもらおうことを考えています。後見開始のときには、このような課題がなかったのに、途中で課題が出てきた場合は、そのときだけ専門職後見人を選任して課題に取り組んでもらうことも考えています。スポット的に専門職に活躍してもらい、難しい課題に手を貸してもらおうイメージです。

資料5を御覧ください。

では、資料5のウ、後見人の力量が心配な場合、例えば、報告書の作成能力に不安があるとか、施設をどう見つけてよいか分からないといった場合ですが、これについての裁判所の考え方をお話しします。

資料8を御覧ください。

後見人の財産管理能力や裁判所への報告について、少し不安な点がある場合や、施設をどう見つけてよいか分からないといった場合ですが、その方法を習得するまで誰かサポートする人がいれば、身近にいる親族も後見人になり得るのではないかと考えています。利用促進計画が進むと、市町において親族後見人を支援する組織として中核機関が設置されることになっています。中核機関では、専門職団体や社会福祉協

議会といった各種関係団体と連携し、裁判所で選任された後見人からの様々な相談を受けることも目的の一つとされていますが、広島県内ではまだ中核機関が設置された市町はありません。中核機関が設置されて、後見人からの相談にも応じられるようになるまでは、裁判所においてサポートしてくれる人を用意するしかありません。それが現状では専門職後見監督人になります。後見監督人は、後見人の相談に乗ってサポートしてくれたり、状況に応じて報告する時期を適切な時期に設定し、監督することができますので、資料5のイのような多額の財産が入る場合の不正防止にも有効と考えられています。

[委員長]

これまでの説明で、質問はありますでしょうか。

[A委員]

ニーズの割には利用が少ないという説明がありましたが、どのぐらいの人が後見人を選んでもよいという状況なのでしょう。

[委員長]

裁判所全体で新しく選任された後見人は、20万とか30万とか、何十万という単位ですが、それに対して、例えば、後見が必要な方というのは、典型的には認知症高齢者のような方ですが、認知症高齢者が平成20数年の段階で400万人ぐらいいると言われていました。これから高齢化社会がどんどん進んでいきますから、近いうちに700万人とか、それぐらいの数字になってくだろうと予測されています。それ以外にも、精神障害を持っている方とか、交通事故等で身体障害から精神が十分機能していない方とか、もともと精神遅滞がある方とか、そういう方もいます。認知症の方が何らかの形で援助が必要だと考えると、大体20分の1ぐらいしか使われていないのではないかとイメージを持っています。

[B委員]

国としては、専門職後見人なのか、それともそうではないのか、どちらの方向に

行こうとしているのでしょうか。

[委員長]

現実問題として、どうなっているのかについては、先ほどグラフを示しました。10年ぐらい前は、7割近くが親族で、残りの3割ぐらいが専門職といわれる弁護士、司法書士、社会福祉士でしたが、ほぼ逆転するような形で、8割近くが既に専門職になっていて、2割強ぐらいが親族というのが現実です。この現実は何を反映しているのかということについて、いろいろな分析ができると思います。例えば、核家族化が進行してきて身近に親族がいない方が増えているのではないかという見方もあるかもしれません。しかし、10年、20年前も、核家族化は大分進んでいたと思うので、そうすると、その進行状況と比較してこれだけ急激に変わってきたのは何が原因なのかということも考えていかなければいけないと思います。

皆さんに議論していただきたいのは、裁判所が、何か不安だからといって過度に専門家を選び過ぎている傾向にあるのではないかという点です。身近な親族がいないとか、親族間に紛争があって親族に任せるとむしろ身内の紛争が拡大していくような場合などは、親族にお願いできないわけですから、専門家にお願いするという点は裁判所も前提としているのですが、やりますという親族がいるにもかかわらず、お金がたくさんあると着服されたら困るということで法律家を選んだり、何となくこの方は不安だとか、書いてきた書面がはっきりしないということで専門家を選んでしまっているのではないか、果たしてこれでいいのだろうかということなのです。不安であれば、援助者をつけて、その方にやってもらうことも考えていけばよいし、お金がたくさんあっても、何か対策がとれるのではないかということを考えてみると、先ほどの話につながって、もちろん専門家しかできない事件はあるけれども、親族でもできるにもかかわらず裁判所が不安を感じて親族以外にしている事件を見直して、そうした事件は親族にしていきたいと思っているということなのです。果たして、それがいいのかという問題について、御議論いただければと思っています。

例えば、自分が年齢を重ねて、かなり判断能力が落ちてきたときに、自分だったら誰にお金の管理をしてもらったり介護サービスを選んでもらいたいのか、自宅で介護してもらおうとなると、どこの訪問介護を受けるのか、あるいはデイサービスにするのか、デイサービスだとしたら、どの施設がいいかということについて、誰に選んでもらうのがいいかを考えてもらいたいということです。

[C委員]

任意後見から法定後見に移行する流れは、どのようになっているのでしょうか。

[委員長]

任意後見は、判断能力が十分あるときに、自分の判断能力が落ちたら、この人に後見をやってもらいたいと自分で選んでおいて、判断能力が落ちたときに任意後見が実際に効力を持つという仕組みです。ですから、任意後見は、任意後見のままずっと続きます。本人の意思で決めているので、それを尊重しましょうということです。ただし、任意後見の場合は、監督人が選ばれてから任意後見が実際に動き出します。

本人が任意後見人を選んでいない場合に、判断能力が落ちてきたときにどうするかというのが、法定後見の仕組みです。もちろん法定後見の場合でも本人に申立てができる能力があれば、本人に申し立ててもらえばよいです。例えば、判断能力が限りなくなくなってくると、後見をしてほしいとなかなか自分では言えなくなりますが、補助とか保佐の段階だと、自分で自分の判断能力が落ちてきたな、このままだとオレオレ詐欺にひっかかってしまってやばいなと自分で思ったら、自分で申立てもできます。任意後見とは別の仕組みで、自分が申し立てることもできるし、他の人に申し立ててもらうこともできるので、制度としては別々です。

[D委員]

先ほど、後見人として立候補される方がいても、ちょっと不安があると専門家を選任することが多いという説明がありましたが、専門家をお願いするような基準はあるのでしょうか。割合がかなり急激に変わっていますので、そここのところを御教示い

ただけますか。

[委員長]

私の感覚として、裁判官の判断基準が保守的になってきているのではないかと思います。新聞などで御承知かもしれませんが、不正事案がたくさん起きて、どうして裁判所はきちんと監督をしないのかと言われていています。もちろん専門家である弁護士等が着服する事件もありますが、割合的に見たら、圧倒的に親族が着服する事件が増えてきたと認識しています。そういう事件があると、安全策をとりたいということで、裁判官の判断のスタンスが保守的になってきたのではないかと思います。

[説明者]

もちろんそういう面もあると思いますが、資料4の表は、開始時点の数なので、開始時点で財産多額の場合は、支援信託のために親族と専門家の両方を選任したり、最初だけ専門家にお願いする取扱いを進めてきたので、専門職後見人が増えている面もあると思います。

[E委員]

後見制度支援信託制度が始まったのが平成24年ぐらいで、信託契約が終われば専門職後見人は辞任するので、そこが一つあるかと思います。親族後見人の不正が問題視されて、既に親族後見人が選任されている事件について、裁判所が改めて洗い出しをして、専門職後見人を選任したり、複数後見人を選任し始めたのがこの時期だったと思います。私は、どちらかというとな成年後見人の方が多いのですが、未成年後見人でも、そんなに問題はないけれど財産が多額で親族後見人がいて、横領を懸念されて後見を受けたけれども、中身は全くそうではなかった事案があったので、そういう時期にちょうどこの表のクロスした時期が差しかかっているのかなと思います。それから数年経って、改めて選任状況を整理して確認してみることが必要な時期に差しかかっているのかなと思っています。

一つ質問ですが、資料4は全国のものでしょうか。そうであれば、広島の数値を教

えていただきたいです。

[委員長]

この数値は、全国のものです。

[説明者]

広島の年間の開始件数は、大体800件を切るぐらいで推移しています。具体的な数字は手元にありませんが、大体全国と同じように70%程度が弁護士や司法書士、社会福祉士で、親族は3割を切っています。

[委員長]

以前の広島市のパンフレットには「親族が最も多く選ばれています」と書いてありましたが、最近のパンフレットでは削除されていました。

先ほど、裁判所はどちらの方向に行くのかという質問がありましたが、裁判所としては、できる限り親族という方向を考えているのですが、その点はどうでしょうか。自分が認知症になったときに、どんな形で自分の財産を管理してもらいたいとか、介護契約を結んでももらいたいとか、そういったことについてどう思われますか。

[F委員]

広島県でも過疎地では核家族になっていて、親が亡くなったときに一番揉めるのが後を誰が継ぐかということです。でも、それは、親がちゃんと子どもに伝えておけば、親族でトラブルがないように解決できるのではないかと思います。やはり、田舎は、現金だけでなく、山や畑があるので、それらをどのように管理していくか相談するとしたら、やはり専門家である弁護士に相談するのが一番身近だと感じています。

[B委員]

個人的には、まだ十分判断できるうちに子どもたちをお願いしておきたいと思いました。ただ、子どもの虐待などもあるので、家族であっても信用できない家族が世の中には少なくないのではないかと思います。そういう問題を専門家がしっかりと判断したり、見守ったりすることが大事な気がしました。自分がしっかりしていると思っ

ている人が、家族に無理やり後見人を付けられることのないように、きちんと判断する制度が必要だと感じました。

[C委員]

任意後見制度を利用して先に家族間でできるだけ決めておいた方が尊重されるので、そういう制度を広く知っていただくことが、後々トラブルが少ないのではないかと思います。

[委員長]

後見という仕組みは、できる限り本人の意思を尊重することが重要なので、任意後見の制度をもっと宣伝していくことが必要なのかもしれない。

また、保佐や補助など、自分で判断できる時期にもっと制度を活用してもらうための広報活動も必要と思いました。

[G委員]

年老いて親族に面倒をみてもらうのが一番あるべき姿で、親族がいなければ、社会に後見してもらうということだと思います。その上で、今まで、親の面倒を見るのは当たり前だという社会であったものに対して、身内であってもしかるべき報酬を支払い、横領などの不正を防ぐために財産の一部を信託する、そういうことを前提として制度設計していくのがよいと思います。まずは、判断可能な段階で自分はどの人に後見してほしいと決めることがより良い方策と思うので、制度を周知することは大事だと思います。

[H委員]

抽象的には分かるのですが、現実問題として考えると、結局、後見の主な目的は財産の保全ということになるのでしょうか。

[委員長]

今まで裁判所は財産の保全ばかり考えていたのではないかという批判があって、やはり、この仕組みは、本人の判断能力が劣ってきたことを前提としながらも、でき

る限り本人の意思を尊重する仕組みでなければならないし、本人の尊厳をちゃんと維持した形で生活できる環境をきちんと提供していく、もっと身上監護をきちんとすることが大事なのではないかという指摘を受けているのが現状です。

[H委員]

制度としては、財産の有無にかかわらず、ある程度生活を守っていくための制度として考えればよいのでしょうか。例えば、生活保護を受けている人もいるし、我々は、貧困家庭を相手にするので、その人の生活をどうするかというところに関心があります。

それから、例えば、昔であれば家族で守るという考えがあったと思うのですが、家族がいる場合でも、認知症になったときは、後見人という形で、家族の中の個人の権利を保障するという考えなのではないでしょうか。

それから、個人的な感覚だと、相続したものは、個人の財産とは別の財産なのではないかというイメージもあって、個人の財産と相続した家や土地との整理がされているのかということが気になります。

[委員長]

当然のことながら、生活が困窮されている方も、例えば、生活保護を受けて医療を受けられるような仕組みにしていかなければいけないということは非常に重要なことです。家に行ってみたら倒れていて、初めて後見が必要な状態であることが分かったということも結構あって、まさにそういう方もきちんと生活できるような仕組みを後見制度を使いながらやっていきたいということです。生活保護の申請をしたり、生活保護の範囲内でどういう医療や介護を受けられるかということを考えてもらうことが必要です。身近に親族がいて連絡がとれている場合もありますが、そうではない方も当然多くて、そういう事案は、やはり社会福祉士など、福祉関係が得意な方にしてもらわなければいけない事案も多いと思います。

財産の問題は、生活保護や医療や介護サービスを受けるという身上監護と密接に関

わっていて、両方が充実する仕組みにしていくことが必要であると思っています。あらゆる方のニーズに応じられるようにしていきたいと思っています。

親族か専門家かという議論をするときには、お金がある場合にどうするかという話になることが多いのかもしれませんが、決してそれだけのための後見ではないことを御理解いただければと思います。

[G 委員]

社会福祉士や民生委員が端緒となる事例は頻繁にあるのですか。

[委員長]

民生委員が最初に気付くこともありますし、近所の方が市役所に相談するパターンもあります。申請できる身内がない場合には、市町村の長が申請をする仕組みもあります。

[G 委員]

市町村の長の申立ては、平成30年度にどれぐらいの割合でしたか。

[説明者]

去年、広島家裁管内の申立件数が762件で、そのうち市区町村長申立ては170件です。

[I 委員]

成年後見制度自体あまり知らなかったのですが、親と離れて暮らしているので、判断能力が衰えた状態になったときに利用していいのか判断がつきません。そういう話を親族間でしたこともないし、一般的なものかどうか、利用した方がいいものかどうかとも分からないです。本人の意思が重要なのはよく分かるのですが、例えば、私が実家に帰ったときに、親と土地や財産がどうというダイレクトな話は難しいので、最終的に最悪な状態になってしまうのではないかという気がします。

[委員長]

まさにそこが利用者のメリットを感じてもらえる仕組みにしていきたいという

ころです。まだ利用していない方が何のためにやるのかという観点があるかもしれないし、利用された方が、利用しているけれど金だけ取られていると思われる場合もあるかもしれないという気はします。例えば、旅行が好きだから、毎年、旅行できる環境を作ってもらいたいと望ましいとするならば、そういうことが分かっているのが親族ではないかということを考えていく必要があると思います。

委員がおっしゃるように、この仕組みは果たしてメリットがあるのか、ないのかということをごきちんと伝えていく必要があるということを考えていきたいと思っています。

[A委員]

親族を選ぶ場合ですが、核家族化が進んで、子どもと親が離れたところで生活しているケースが多いと思います。例えば、私の親は倉敷に住んでいるのですが、私が後見人に選んでもらいたいと思ったときに、何か条件があるのでしょうか。

[委員長]

同じところに住んでいなければいけないということはありません。財産の管理も、例えば、最初に全て銀行引き落としにする手続きをごきちんとやらしてもらえれば、常に身近にいて預貯金の管理をしなければいけないというものでもないと思います。

また、身上監護も、近くにいて手とり足とり一緒に散歩してあげるような意味ではなくて、この人のために、どんな介護を取り入れたらいいか、今お医者さんに行かなくてもいいかということをご判断してもらいたいことです。実際に介護をするのは介護サービスの提供者なので、契約時に、契約に行けるのであれば可能だと思います。実際に、かなり遠いところで後見人をやっている方もいます。

[A委員]

利用者のメリットについて、私の場合、母親が亡くなって父親が残されたときに、父親は預貯金の管理とか何も知らなくて大変でした。最近、遺産相続が世の中の関心を集めていて、週刊誌で特集するとよく売れているみたいなので、その辺でメリットが出てくるのではないかと思います。

[D 委員]

親族だと初めてのことで何をしたらいいか分からない場面が多々あるかと思われ
ますが、そういうときに後見人になるかならないかの選択を迫られると、親族として
面倒を見てもよいというのではなくて、後見人という立場に基づいて何かしなければ
ならないという抵抗は若干あるのではないかと思います。そうすると、ある程度専門
の方にやっていただいて、軌道に乗って維持管理すればいいところまで行ったら、引
き継いでもらうというのがスムーズではないかと感じます。

[委員長]

親族が最初に一人でやるという形がなかなか厳しいことに関しては、後見人を支援
する仕組みづくりを市町村とも連携しながら行っていきたいと思っています。

[E 委員]

以前の家裁委員会で後見を取り上げたときに、市民後見の推進の話があって、ある
委員が、後見という責任のある役割を無料でやることは絶対にできないと厳しく言っ
ていたのが印象に残っています。親族が後見人になった場合でも、一定の場合には報
酬をきちんと支払うべきだと思います。子が親の後見をするときに、その子がどう考
えるかというのはいろいろあると思いますが、比較的疎遠である人が一定の責任を担
うときに、親族だから無料であるべきということではなくて、やはりあるべき報酬が
払われるようにしなければいけないと思います。

おそらく後見相当な方の中には貧困層の方が相当数いて、そういう方について後見
報酬は見込めません。後見に関しては、自治体とずっと連携していると思いますので、
親族後見人を増やすに当たっても、予算は考えていくべきで、親族だから無料でいい
ということはあるとは思いません。また、親族がいらっしやらない方、ある
いは親族が本当に遠方で後見が難しい方については、市民後見人がありますので、報
酬問題とセットにして誰がどのように後見をしていき、どう連携していくかも整理し
ていかないと、これだけ取り出してというのはなかなか難しいと思っています。

[委員長]

御指摘いただいたところは、重要だと認識していますので、引き続き検討していきたいと思っております。

続いて、後見人の報酬について御意見をお伺いしたいと思います。

[説明者]

まずは、現在の報酬算定の方法について説明します。

資料9を御覧ください。

現在は、本人の財産が多いか少ないかによって目安となる月額を定め、後見業務を行った期間を掛け算して基本となる報酬額を算出し、これに他の事情を加味して増減して裁判官が報酬額を決めています。

基本報酬は、本人の預貯金財産の額により、大体、1か月2万円から6万円になります。ですから、後見事務の内容にかかわらず、一定の報酬が一律に支払われることになっていますし、本人の財産が多いと報酬額が多額になってしまいます。これは、もともと民事事件では裁判の対象となる請求額で裁判所の手数料が決まるなど、伝統的に財産額が基準となっていますので、後見人の報酬も同様の考え方で運用してきたからです。しかし、これでは、財産管理事務以外の事務、例えば、本人が施設に入所するに当たって、施設をたくさん探したとか、本人の様子を何度も見に行った場合にも後見人の報酬を計算する際にはあまり考慮されませんでした。

そこで、今、裁判所では、後見人の報酬算定の方法を変えようと考えています。

資料10を御覧ください。

裁判所がこれから変えようと考えている、新しい報酬算定の考え方について説明します。

まず、後見人が行う事務を後見人であれば誰もが当然行う基本的な事務と特別に必要なになったら行う付加的な事務に分けて考え、基本的な事務に対する報酬と付加的な事務に対する報酬とを足して、最終的な報酬額を決定しようという考え方です。

資料 1 1 を御覧ください。

基本的事務は、財産の把握、本人の状況把握、裁判所への報告といった事務が考えられます。まず、後見が開始され、後見人に選任された最初の基本的事務を説明します。後見人に就任すると、財産の把握のために、まずは裁判所にある記録の中の申立書類などをコピーしたり、本人や本人の財産を事実上管理されてきた親族の方と会って財産の引継ぎを受けます。その後、金融機関へ預金残高等の確認をして財産目録を作成します。金融機関へは、後見が開始されて、後見人になった旨を届け出ます。他にも年金事務所や税務署などにも届出が必要です。

一方、身上監護面では、本人の状況把握のために、まずは、本人と面会します。他にも親族の方と面会したり、病院関係者や入所施設の方から本人の状況を聞いて、本人の状況を把握し、今のままの状態でのいいのか、何か増やす福祉サービスはないか、他の施設や病院に転院する必要はないか、場合によっては、自宅療養の可能性についても本人の希望を聞き取って検討し、本人にとって一番よい方法を考えていくことになります。その上で、方針を立て、収入や支出の予算を組むことになります。裁判所へは、把握した本人の状況や今後の方針を記載した報告書や財産目録、収支予算表を提出することになります。2年目以降は、財産の変動があったかどうか、本人の状況に変化がないかどうか状況を把握し、方針を変える必要がないかどうかを検討して、裁判所に1年目と同様に報告書などを提出することになります。亡くなられた場合には、関係機関への通知、相続人への財産の引継ぎ、裁判所への報告などが必要となります。

こうした事務が基本的事務として、後見人であれば誰でも当然に行う事務といえます。したがって、基本的事務については、本人の財産の多い少ないにかかわらず、その事務に対する一律の報酬を定める予定です。

付加的事務は、資料 1 1 に記載した事務が考えられます。契約に関わることは、例えば、後見支援信託や支援預金、不動産の売却や賃貸借といった契約に関する事務が

考えられます。紛争解決に関わることは、遺産分割や交通事故の損害賠償請求が考えられます。官公庁等への請求に関わることは、保険金の請求や確定申告、年金受給といった、保険会社や税務署、年金事務所への各種請求が考えられます。最適な環境を整備する事務としては、例えば、施設を変わることももちろん考えられますが、本人と面会して、本人が施設ではなく自宅で過ごしたいと言った場合に、それが可能かどうか、可能であれば、そのために必要なこと、例えば、自宅のリフォームをしたり、ヘルパーやデイサービスといった福祉サービス契約をしたりすることが考えられます。

利用促進基本計画の基本的な考え方である本人の意思決定支援を行い、本人の福祉的な観点を重視する活動が後見人に期待されており、認知症高齢者や障害者の意思を丁寧にくみ取り、利用者がメリットを実感できる後見人の活動がまさにこの部分であると言えます。

終了時の付加的事務としては、火葬、埋葬、葬式、財産引継のための相続人の確定があります。

以上のように、本人の個別的な事情に基づいて、基本的事務以外にさせていただく事務が付加的事務ということになります。付加的事務を行った場合には、その事務を行った対価として、一つ一つ報酬に加算していくことになります。

以上が、裁判所が考えている新しい報酬算定の方法です。

[委員長]

単純に言うと、今までは、財産をこれぐらい持っている人は月額3万円払いましょう、それで1年間やってもらったから、3万円×12か月で36万円という報酬の決め方をしていました。財産額が大きくなってくると、月額6万円にして、6万円×12か月で72万円という決め方をしていたけれど、それって本当にいいのだろうか、基本的に同じことをやっているのなら同じ金額で、それ以上にいろんな仕事をやってもらったなら、その分は加算していきましょうという考え方に変えたいのですが、それは当たり前だという感覚なのか、そうではないのではないかという感覚なのか、この

辺りをお聞きしたいというのが今回取り上げた趣旨ですが、いかがでしょうか。

[C委員]

今までは、本人の財産から報酬を支払っていたと思うのですが、一律にすると、そうではなくなるのでしょうか。

[委員長]

本人の財産から支払うことはそのとおりです。ですから、一番問題となるのは、生活保護など本人の財産が少ない場合に報酬が支払えないのではないかという点です。これに対しては、裁判所は、まずこういう考え方に基づいて算定するという大原則を決めておかないと他への働き掛けができないと考えています。例えば、報酬については、先ほど委員が述べておられましたが、報酬助成制度とあって、本人がお金を持っていないけれども後見が必要な場合には、払うべき報酬を市町村が助成する仕組みがあります。この仕組みもきちんと整えていきたいのですが、これは、裁判所でやることではないですから、裁判所としては、基本的な考え方をきちんと固めて、それに応じて市町村が払ってくれないと後見の仕組みはうまくいかないですよ働きかけていきたいと考えています。

感覚的な話で結構ですが、所持している財産額が大きいと自動的に基本単価が上がって報酬額が多くなり、財産額が小さいと非常にたくさんのことやってもらっても、報酬額が少ないというのが今までの仕組みですが、今までの仕組みのままでいいのではないかという感じなのか、それともやはりそこは直していかなければいけないのではないかという感じなのか、その辺りはどうでしょうか。

[B委員]

とても難しい御質問だと思いますが、後見人が必要な人たちの話であって、ほとんどの人が後見人が必要ない状態で人生を終わられるのだとすると、必要な方にとって制度としてどうあるべきなのかという問題だと思います。

もう一つは、私の母もそういう状態に近かったのですが、幸いにして商売をしてい

ましたので、お金に困らない家庭でした。ですから、身内が世話をしても、母の財産からお金をもらおうという気持ちは、多分私を含めて兄弟もなかったように思います。ただ、例えば、妹に私以上に時間を割いてもらったときは申し訳ない気持ちになりましたので、報酬があれば割り切れるというものでもありませんが、やはり、家族でも報酬はある程度あったほうが良いという感想を持ちました。

[委員長]

報酬を払うべきものは払うことを前提に、どういうものにどういうふうに払うべきかというのは課題であるということでしょうか。

[C委員]

感想としては、やはり新しい方向の方が良いと思いました。身上監護を重視するとおっしゃるのは非常に理想的ではありますが、理想を現実化する仕組みづくりをする必要があると思います。

[委員長]

よくマスコミの方から裁判所の後見人報酬は不透明であるという御指摘をいただきます。できる限り分かりやすくしていくためにこうしようと考えているのですが、いかがでしょうか。

[A委員]

透明性が大事なので、財産額が多いからたくさん支払うという今のやり方よりは、こういう仕事に対してこれだけの報酬を支払うという「見える化」する形の方がより理解が得られやすいと思いました。

[G委員]

私も同意見です。財産額によって報酬が変動するのではなくて、事務の中身で検討されるものであるという気がします。親族の方に後見人を引き受けていただくためには、付加的事務と基本的事務の線引きとか、最初の制度設計が非常に重要だと思います。

[E 委員]

最高裁が1月に示した新たな報酬算定基準は、かなり具体的に列挙されていて、それに基づいて各後見人が裁判所に報告書を提出して報酬を算定するので、財産額によって決めるのではなく、活動内容によってきちんと算定していく方針はいいのではないかと思います。

一方で、活動すればするほど報酬が上がるとすれば、被後見人の財産をどのように維持して生活に使っていくかということと、場合によっては利益相反になってしまいます。その辺りについて、裁判所に、きちんと判断していただく事務が増えるのではないかと思います。

もう一つ、例えば、未成年後見だと、虐待や、仕事をしてもなかなか続かず、私が謝りに行ったり、本人がしんどくて動けなくなったので、迎えに行き病院に連れていくなど、日常の細々としたことをやっていく中で、関係性を作っていく、信頼を得て、いろいろな相談をしてくれるようになります。そういう事務を全部報酬算定に入れていくことは、煩雑なので良いと思わないのですが、類型化はできないけれど、被後見人にとっては大事な事務があると思うので、そういう「その他」をある程度認めいただき、裁判官に判断していただく制度になっていくと、必要な活動をきちんとしてもらい、それがきちんと報酬に反映できる制度になると思いました。

[委員長]

何を付加的報酬にするかというのは、決して最高裁がピックアップしたものが全てではないと思っていますので、こういうことこそ大変だということがあれば、専門家の団体に意見を聞いていきたいと思っています。

[H 委員]

被後見人の財産を維持するという点では報酬を少なくするほうがいいと思うし、後見人を引き受ける側は、報酬はできるだけ多くということになるので、利益が相反すると思います。貧困に近い、財産が乏しい人についてもきちんとした仕事をしてもら

うためには、ある程度の報酬が担保されることが後見人の質を確保することにつながるのではないかという気がします。ですから、基本的なところを確保しながら、それが足りなければ補う形で、引き受ける側がきちんとできるような報酬算定の制度が必要であると思います。

[委員長]

貧困であっても利用者がきちんと利益を享受できる仕組みづくりは、報酬についても考えていかなければいけない問題ですし、助成制度など、働きかけるべきところにはさらに働きかけていきたいと思います。そういう意見が出たことについては、機会があるごとに他の関係団体にもお伝えしていきたいと思います。

今回、いろいろと御議論いただいた中で、一つは後見という仕組み自体がまだ十分理解されていないということを改めて痛感しましたし、本人の意思を尊重することは非常に重要だからこそ、逆に言えば、単に後見にとどまることなく、任意後見、補助、保佐まで含めてきちんと理解を得ていく努力が必要であると改めて認識させていただきました。また、細かなところを少し切り取るだけでは決して制度はうまくいかないので、他の制度と関係団体、あるいは関係市町村とも、どういう形で連携をとっていくのかといったことも、さらに工夫していかなければいけないということを改めて感じました。

以上で意見交換を終わらせていただきます。

続いて、次回のテーマについて、何か御意見はありますでしょうか。

ないようでしたら、「家庭裁判所調査官」あるいは「裁判所における安全確保」というテーマはいかがでしょうか。

[I 委員]

家庭裁判所調査官については、説明等に来ていただいているのである程度知っていますが、安全確保については、どのような議論になるのかよく分かりません。

[A 委員]

個人的には、家庭裁判所調査官がどのような仕事をしているか、どのようにしてなるものなのか知りたいです。子どもの数が減る中で、どのような形で社会貢献できるかという点にも興味があります。

[委員長]

多数決とさせていただいたところ、「家庭裁判所調査官」が多かったので、今回のテーマは、「家庭裁判所調査官」にさせていただきます。

続いて、今回が最後となる委員から一言いただければと思います。

[E委員]

家裁委員会に参加させていただき、とても勉強になりました。地裁よりも家裁の方が、制度よりも考えや思いが反映されるべきだと感じました。家庭裁判所は、まだまだ市民から遠いところにあると思います。認知や家族の問題など、もっと活用できるはずなので、今後議論が深まるとよいと思います。